

イグザミナー認定規程

(アルペンスキー・スノーボード・テレマークスキー)

1. 目 的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「協会」という）定款第1章第4条（1）項及び（2）項に基づき、正会員及び協会資格（アルペンスキー・スノーボード・テレマークスキー）取得受検者への指導、検定、講習を担当するイグザミナーを認定するためにこれを定める。

2. 任 務

イグザミナー（アルペンスキー・スノーボード・テレマークスキー）は教育部主催の専門科目（基礎理論、実技、指導実習）の検定会及び各認定会、会員研修会、講習会を担当する。

3. 実 施

毎年1回以上協会の主催で教育部が実施する。

4. 認 定 資 格

- (1) アルペンスキーイグザミナーはステージⅣを取得したアルペンスキー教師で、所属学校長と支部長の推薦を受け、認定会において所定科目の試験に合格し、その適性を認められた者。
- (2) スノーボードイグザミナーはスノーボード・ステージⅣを取得したスノーボード教師で、所属学校長と支部長の推薦を受け、認定会において所定科目の試験に合格し、その適性を認められた者。
- (3) テレマークスキーイグザミナーはテレマークスキー・ステージⅣを取得したテレマークスキー教師で、所属学校長と支部長の推薦を受け、認定会において所定科目の試験に合格し、その適性を認められた者。
- (4) ステージⅣのデモンストレーターで、認定会に参加し、その適性を認められた者。
- (5) 教育部長が推薦し、理事会で承認された者。

5. 講 師

教育部長が推薦し、会長が委嘱する。

6. 認 定

教育部で審査し、理事会の議決を経て会長が認定する。認定された者は所属学校長及び本人の協力承諾書の提出を要する。

7. 任 期

3年間とする。

8. 更 新

協会主催で教育部が実施する認定会において所定科目の試験に合格し、その適性を認められた者。

9. 認 定 の 取 消 し

任期の途中にかかわらず教育部が不適格と認めた者は、理事会の議決を経て、認定を取消することができる。

附則 この規程は、公益社団法人日本職業スキー教師協会の設立登記のあった日から施行する。

但し、4.(3)項は、平成25年10月 1日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年 3月24日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年 7月21日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成29年10月 1日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成30年12月 1日から施行する。